

信州大学学術研究院 繊維学系
教授（任期なし）または准教授（任期なし）
（主担当：繊維学部 先進繊維・感性工学科）公募要領

分野：産業用繊維、繊維集合体、ヤーンテクノロジー、繊維リサイクル技術
などに関する工学

1. 公募の趣旨・背景

信州大学繊維学部は、わが国で唯一の繊維の名を冠する学部です。先進繊維・感性工学科では、特に繊維工学・テキスタイルサイエンス・感性工学に重点を置いた研究と教育を推進しています。今回、繊維学部の教育研究を充実させ、さらに発展させるため、繊維工学・テキスタイルサイエンス関連の研究と教育に意欲を有し、特に、産業用繊維、繊維 to 繊維リサイクル、繊維集合体、ヤーンテクノロジーなどに関する教育研究を行うことが出来る人物を公募します。

2. 職名・人員

教授または准教授のいずれか1名

3. 所属学系

信州大学学術研究院繊維学系

4. 主担当学部等

繊維学部 先進繊維・感性工学科

5. 研究分野

大分類：工学

小分類：その他（産業用繊維、繊維集合体、ヤーンテクノロジー、繊維リサイクル技術などに関する工学）

6. 職務

研究分野：産業用繊維、繊維 to 繊維リサイクル、繊維集合体、ヤーンテクノロジーなどに関する研究。特に繊維工学を中心とした産業用繊維の機能化・繊維のリサイクル技術などに関する研究。

教育担当：

1年次教育：松本キャンパスでの基礎科学科目や共通教育科目、ならびに先進繊維・感性工学に関連する基礎科目（「繊維科学の基礎」など）を分担。

高年次教育：学部専門科目として工学基礎科目、「産業用繊維」「繊維集合体」等の専門科目、ならびに関連する実験実習科目（繊維科学実習、先進繊維・感性工学実験実習など）を担当。

大学院教育：専門科目、ならびに関連する実験実習科目を担当。

運営業務：学部・研究科等の大学運営業務にも従事していただきます。

7. 応募資格

- ①博士の学位を有し、学部、大学院修士課程の運営と教育研究指導ができること。
- ②日本語で授業ができること。

8. 採用予定日

令和6年4月1日以降できるだけ早い日

9. 任期

教授または准教授：任期の定めなし

定年：65歳

退職日：定年に達した日以後における最初の3月31日

1 0. 待遇

給与：本学規程に基づく年俸制（国立大学法人信州大学年俸制適用職員給与細則第4条及び第5条適用）

教授または准教授

常勤、裁量労働制

社会保険等：文部科学省共済組合、雇用保険加入

その他：国立大学法人信州大学の規定に基づく

1 1. 提出書類

繊維学部ホームページまたは JREC-IN の公募ページから書式をダウンロードして、作成してください。

(A) 教員応募送付状（希望する職位にチェックをしてください）

(B) 履歴書（写真添付）

(C) 業績調書（研究成果の概要および着任後の抱負を含む）

(D) 業績サマリー

(E) 主要論文（10編以内）の別刷りあるいはコピー

*応募書類は採用審査のみに使用し、第3者へ開示することはありません。

1 2. 応募締切

令和5年12月4日（月曜）17時00分必着

1 3. 選考方法

第一次選考（書類選考）を経て、第一次選考合格者に対して第二次選考（面接試験）を実施。

※信州大学は男女共同参画を推進しており、業績等（研究業績、教育業績、社会的貢献ほか）及び人物の評価において同等と認められた場合には女性を採用します。ただし、これは性別のみで優先的に採用することを認めるものではありません。

1 4. 書類提出先

JREC-IN Portal から Web 応募にて応募書類を提出してください。

応募書類(A)～(E)まですべての書類を1つのPDFファイルとしてまとめ、ZIPファイルでアップロードしてください。

電子メールや郵送での受付はいたしません。

※提出書類は返却いたしません。応募書類記載の個人情報は採用選考以外の目的で使用することはありません。

1 5. 問合せ先

信州大学繊維学部先進繊維・感性工学科 感性工学コース 田中稔久

電話:0268-21-5531

E-mail: tanakat@shinshu-u.ac.jp

1 6. 信州大学繊維学部のホームページの URL

<http://www.shinshu-u.ac.jp/faculty/textiles/>

1 7. その他

信州大学では、研究者がその能力を最大限発揮できるよう、研究補助者制度やメンター制度の導入による研究環境の整備を行っています。また、教職員のワーク・ライフ・バランスの推進として、学内保育施設運営、ベビーシッター派遣事業割引券の配付、大学入学共通テスト等における一時保育など男女共同参画へ積極的な取り組みを行っています。

※履歴書には賞罰・処分歴等欄を設け、前科及び懲戒処分歴を記載してください。該当事項がありながらそれらを記載しない場合は経歴詐称とみなす場合があります。採用取消や懲戒解雇等に繋がる可能性があります。